

日本眼科学会利益相反委員会規程

1. 目的

本規程は日本眼科学会における利益相反に関する指針の決定及びその円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 委員会の構成

- 1) 委員会は7名以上15名以内の委員をもって構成する。
- 2) 委員会に委員長と副委員長を置く。
- 3) 委員会には日本眼科学会編集担当理事、倫理委員会委員長、*Japanese Journal of Ophthalmology* 誌編集長を含むこととする。
- 4) 委員会には両性及び日本眼科学会会員以外の有識者(第三者)を含むこととする。

3. 委員の任命

- 1) 委員長は日本眼科学会理事長(以下、理事長)が任命する。
- 2) 委員は委員長が候補者を理事長に推薦し、委員長と理事長とで協議の上決定する。

4. 委員の任期

委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

5. 委員会の開催

委員会の開催は以下の2種類とする。

- 1) 委員長が必要と判断した場合。
- 2) 理事長が必要と判断した場合。

6. 委員会の議決

- 1) 委員会は委員の過半数の委員の出席を要す。
- 2) 委員会の議決は出席委員の過半数をもって行う。
- 3) 身分に関する議決の場合は委員の3分の2以上の委員の出席を要す。

7. 他の委員会との協議

- 1) 本委員会の議決で他の委員会との協議が必要な場合、当該委員会に委員長が申し入れを行い当該委員会と協議を行う。
- 2) 委員長は協議結果を委員会開催又は書面で委員に報告する。

8. 本規程の改正

本規程の改正は委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

1. 最初の委員の任期は平成29年4月の日本眼科学会評議員会までを第1期とする。
2. 最初の委員長及び委員の半数は1期のみとする。
3. 2期までの再任を原則とし、第三者委員等、余人をもって代えがたい場合は3期まで再任することができる。
4. 本規程は平成26年10月1日制定とする。本規程は平成26年11月12日から施行する。